

新宿区の監査の概要

(令和6年度)

新宿区 監査委員

1 監査委員とは

1 監査委員の役割

監査委員は地方自治法に基づき設置される、区長から独立した執行機関です。

区の事務事業が法令等に沿って適正に執行されているか、最少の経費により効率的、効果的に執行されているかなどについて、監査基準に基づき監査します。

それぞれの監査委員は独立して対等な立場で監査にあたり、監査の計画や結果報告などは合議により決定されます。

監査により公平かつ公正な区政運営を確保するとともに、監査の視点から内部統制機能の強化を図り、区政の発展に寄与しています。

2 監査委員の選任

人格が高潔で、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する方及び区議会議員のうちから、区長が区議会の同意を得て選任します。

新宿区では、3人の識見委員と1人の議員が選任されています。

【区ホームページ（監査委員とその仕事）】

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kansa/file_00001.html

2 監査委員が行う監査の概要

1 監査業務

地方自治法等に基づく監査業務は、大きく次の3つに分類されます。

監査の種類	監査業務の内容
一般監査 (地方自治法第199条に基づく監査)	定期監査、行政監査、随時監査、財政援助団体等監査
特別監査 (要求等による監査)	住民の直接請求に基づく事務監査、議会又は長の要求に基づく監査、職員の賠償責任に係る監査、住民監査請求に基づく監査
その他の監査（審査・検査）	決算審査、基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査、例月出納検査、指定金融機関の監査

2 監査業務の基本的な流れ

住民監査請求に基づく監査など特別な監査を除き、年度ごとに監査基本計画を策定して監査の方針や実施時期を決定し、監査を実施しています。

監査の結果は報告書として区長等に提出し、区のホームページ等で公表します。

区長等から改善措置について通知を受けたときは、これを公表します。

【区ホームページ（令和6年度監査基本計画）】

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422251.pdf>

3 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

区の執行機関または職員の違法・不当な財務会計上の行為、若しくは怠る事実に対し、新宿区に住所を有する方（法人を含む）が監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する制度です。請求できる期間は、当該行為のあった日又は終わった日から1年と定められています。

請求を受けた場合、監査委員は要件に関する審査を行い、要件を満たしている場合は受理し、監査（本案審査）を行います。その結果、請求に理由があると認めるときは、区長等に対して必要な措置を講ずべきことを勧告します。なお、これらの手続きは「請求書の受付」から60日以内に行うこととなっています。

【区ホームページ（住民監査請求）】

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kansa/file_00003.html

3 監査の視点と効果

監査委員が行う監査等の適切かつ有効な実施のため、地方自治法に基づき、区の監査の実施に関する基本原則を定めた監査基準を、監査委員の合議により制定しています（令和2年4月1日施行）。

監査基準に基づき、監査の対象とした区の事務事業について毎年度、次のような視点で検証、評価するとともに、リスクや課題を指摘して改善を求めています。こうして、監査を通じて行政運営の適法性や妥当性を確保しています。

【区ホームページ（監査基準）】

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000282419.pdf>

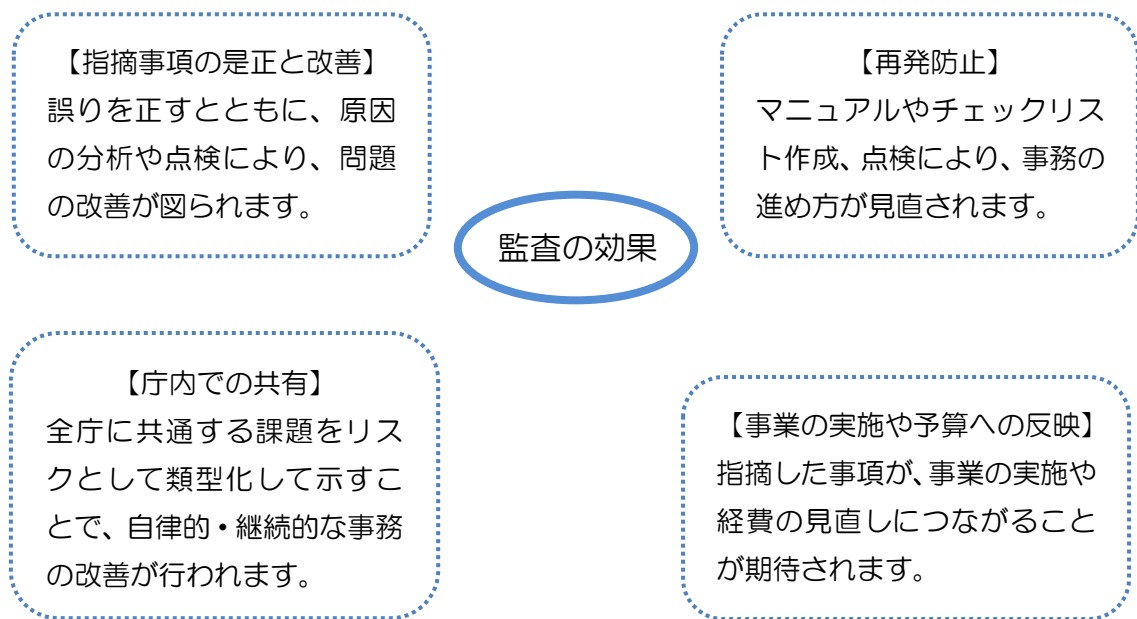
法令等に基づき適正・
正確に行われている
か。【合規性・正確性】

監査の主な視点

経費に無駄はないか。
【経済性】

事業目的の達成のために効率的に
行われているか。より効果的な方法
はないか。【効率性・有効性】

指摘した事項が改善され
再発防止が図られているか。
【適正化・内部統制確保】



4 令和6年度に実施した監査等

各監査の結果報告書、決算等審査意見書は区のホームページに掲載しているほか、区政情報センター（区役所本庁舎 1 階）、区立図書館で閲覧できます。

【区ホームページ（令和6年度実施分）】

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kansa/kansa01_001006_31_00011.html

監査等の種類	監査業務の内容
定期監査 （地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）	区の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査しました。 【前期監査の対象】令和5年度の事業に係る歳入歳出全般の執行状況等について、本庁組織の各部・室・局及び本庁組織以外の行政機関（後期の対象を除く）77 課（所・室・局） 【後期監査の対象】令和6年度の事業に係る歳入歳出全般の執行状況等について、学校、幼稚園、保育園、子ども園、児童館 26 施設 ＊後期は令和6年度実施の工事等を対象に工事監査も実施（22件）

監査等の種類	監査業務の内容・対象
行政監査 (地方自治法第 199 条第 2 項)	定期監査及び財政援助団体等監査と併せて事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査しました。また、「指定管理者制度の運用について」をテーマとした監査を実施しました。
財政援助団体等監査 (地方自治法第 199 条第 2 項 及び第 7 項)	区が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人、公の施設の指定管理者について、令和 5 年度の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査しました。併せて、財政援助団体の所管部署に対し、随時監査を実施しました。(対象 30 団体、20 課・所)
決算審査 (地方自治法第 233 条第 2 項)	定期監査及び例月出納検査の結果を勘案して、令和 5 年度の各会計歳入歳出決算について、決算その他の関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査しました。併せて、予算執行に当たっての事務処理の合規性や効率性、財政運営及び財産管理の状況について審査し、意見を付しました。
基金運用状況審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)	区が設置している定額運用基金の令和 5 年度の運用状況を示す書類の計数が正確であり基金の運用が確実かつ効率的に行われたか、決算審査に併せて審査し、意見を付しました。
財政健全化判断比率審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項)	決算審査及び基金運用状況審査を踏まえ、令和 5 年度の区財政について、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査し、意見を付しました。
例月出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)	区の会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか、検査しました。原則として毎月 25 日に実施し、検査の中で見られた課題等については調査を実施し、定期監査及び決算審査との連携を図っています。
住民監査請求に基づく監査 (地方自治法第 242 条)	区の執行機関または職員の違法・不当な財務会計上の行為、若しくは怠る事実に対し住民から請求があり、その請求を受理した場合に、監査を実施します。 (令和 6 年度 受理前却下 3 件)